

Ⅲ くらしと住まい

Ⅲ-1 住宅をさがす

1. 府営住宅に申し込む

府営住宅の公募は年複数回行われています。募集の度に募集用パンフレットが作成され、府内の市町村区役所、各府民お問合せセンター情報プラザ、各管理センター、大阪府庁などで配布しています。抽選後入居の資格を満たす方が入居できます。外国人の方も下記の様な条件を満たしていれば、申し込みできます。

- ① 収入基準に見合う
- ② 現在住宅に困っている
- ③ 申し込みの本人が大阪府内に居住または勤務している（勤務の予定がある）
- ④ 住民登録を行っている

大阪府住宅経営室

URL http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku/boshujigyo/index.html

2. その他の公的住宅

市営住宅	市が供給している一定の所得以下の世帯向け住宅
大阪府特定公共賃貸住宅	大阪府が直接供給している、中堅所得者向けの賃貸住宅 URL http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku/boshujigyo/index.html
大阪府公社賃貸住宅	大阪府住宅供給公社が管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6203-5454
UR住宅	UR都市機構が建設管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6968-1717

3. 民間賃貸住宅を探す

民間賃貸住宅を探す場合、家賃、敷金、地域、家の広さ等の条件を明確にします。そして、その地域の不動産業者（貸家やアパートを紹介する店）で賃貸住宅を紹介してもらうことができます。自分の希望を述べるとともに、大体の相場を知る事も必要です。住宅情報誌等で調べることができます。また、関西シーンなど外国語のメディアなどに掲載されている広告も参考になります。

借りる場所が決まったら、不動産業者の事務所で賃貸契約（アパートなどを借りるための契約）を結びます。賃貸契約には家賃、共益費、敷金の他、退去の際の注意事項、ペットの可否、その他の決まり事が記載されています。ですからきちんと理解した上で署名（同意するという意味で、自分の名前を書くこと）するようにしましょう。退去時の通告（不動産会社に伝えること）のタイミング、敷金から引かれる金額やその内訳を明確にしておき、問題が起こらない様にしておきましょう。

民間賃貸住宅探しに役立つ情報を提供する「大阪あんしん賃貸支援事業」もあります。

URL <http://www.pref.osaka.jp/jumachi/ansin/house03.html>

■ 契約するときに必要なお金

<p>やちん 家賃</p>	<p>つき まえ つき つき つき ぶん しはら さいしょ 月ごとで、前の月に次の月の分も支払います。そのため、最初は 2かげつぶん ばら 2カ月分を払います。</p>
<p>かんりひ しゅうごうじゅうたく ばあい 管理費（集合住宅の場合）</p>	<p>す ひと きょうどう つかうばしょ かんり そうじ 住んでいる人たちが共同で使う場所の管理、掃除などのために まいつきしはら 毎月支払います。</p>
<p>しききん 敷金</p>	<p>か ひと けいやく やぬし いえ しょゆうしゃ やちん ばら ほ 借りる人が契約するとき、家主（家の所有者）に家賃を払う保 しょう ます かね かんさい しききん やちん ばい 証として預けるお金です。関西では敷金は家賃の1～3倍で、 じゅうたく ほしゅうなど つか たいきよ さい はんがく 住宅の補修等に使われます。退去する際に、30%から半額が ひ 引かれることが多いです。</p>
<p>れいきん 礼金</p>	<p>けいやくじ やぬし しはら しゃれい たいきよじ へんかん 契約時に家主に支払われる謝礼のことで退去時に返還されませ ん。</p>
<p>ちゅうかいりょう 仲介料</p>	<p>ふどうさんがいしゃ しはら てすりょう 不動産会社に支払う手数料</p>

III-2 ひっこ きこく 引越しと帰国

1. いぜん す ところ てつづ 以前住んでいた所での手続き

ちんだいじゅうたく すいどう が す でんきだい せいさん おこな ひっこ まえ えいぎょうじょ でんわ
賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引越し前にそれぞれの営業所に電話で、
ひ こ むね れんらく せいさん き したく でんわ どうよう ひ こ むね つた あたら
引っ越しの旨を連絡し、精算に来てもらいます。自宅の電話も同様に引っ越しの旨を伝え、新しい
じゅうきょち れんらく ばん ゆうびんきょく てんきよとどけ だ ねんかん あたら てんきよさき ゆうびん
住居地を連絡します(116番)。また、郵便局で転居届を出しておけば1年間は新しい転居先に郵便
むりょう てんそう
が無料で転送されます。

また、引越し先が今住んでいる市区町村でないときは、市区町村の役所で「転出届」を出し、「転出
しょうめいしょ こうふ こくみんけんこうほけんがかり しかくそうしつとどけ だ へけんしょう かえ
証明書」を交付してもらいます。また、国民健康保険係に「資格喪失届」を出して、保険証を返しま
す。

2. あたら ばしょ うつ き 新しい場所に移って来たら

が す でんきかいしゃ れんらく が す が すがいしゃ かいせん かり ひと はけん た あ
ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために、係の人が派遣されますので立ち会
ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですが、使用
かいし でんきがいしゃ ばや れんらく くだ すいどう ちんだいじゅうたく ちが おおや
開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡して下さい。水道は賃貸住宅により異なりますので、大家
さんに尋ねて下さい。

また、新たな住居地の市区町村の役所で転入届を引っ越してから14日以内に行ってください。国民
けんこうほけん かにゆう てんきよとどけ だ あと あら じゅうしょち かにゆう
健康保険に加入しているのであれば、転居届を出した後、新たな住所地で加入してください。

うんてんめんきょしょう も けいさつしょ じゅうしょへんこう おこな
運転免許証を持っていれば、警察署で住所変更を行ってください。

3. きこく 帰国するとき

① ちんだいじゅうたく かん せいさん が す でんき すいどう ほか こくない こくさいでんわりょうきん せいさん す
賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ませて
くだ
下さい。

② ねんど とちゅう きこく ぜいきん せいさん ひつよう じゅうみんぜい かん し くちょうそん やくしよ
年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。住民税に関しては市区町村の役所で、
ねんどぶん ぜんがくしほら くだ ちほうぜい さくねん しょとく ベー す けいさん とし
その年度分を全額支払って下さい。地方税は昨年の所得をベースに計算されていますので、その年1
ねんかんに ほん たいざい ぜんがくしほら ひつよう
年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。

③ しょとくぜい のうぜいかんにん さだ ぜいむしよ とど かくていしんこく じ き しょとくぜい かんふ う
所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付を受
けることができます。または、仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前に全額清算
します。

④ し くちょうそん やくしよ かいがいてんしゅつとどけ おこな
市区町村の役所で海外転出届を行ってください。

⑤ こくみんけんこうほけん きこく まえ し くちょうそん やくしよ ほけんりょう せいさん だったい てつづ おこな くだ
国民健康保険は帰国の前に市区町村の役所で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。

⑥ ねんきん かにゆう だったいいちじきん きこくごせいきゅう ねんきんじむしょまた こようさき
年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できます。年金事務所又は雇用先で
しんせいようし くだ
申請用紙をもらって置いて下さい。

⑦ ざいりゅうか ー と しゅつこくじ にゅうこくしんさかん わた くだ
在留カードは出国時に出国審査官に渡して下さい。

Ⅲ-3 水道

大阪を含む日本の水道水は飲むことができます。引っ越した先で水道を利用するには申し込みが必要です。

1. 申し込み

あなたの家の玄関のドアなどに使用開始カードがついています。その「使用者番号」を市町村の水道部(局)に連絡して下さい。連絡後、係員が出向いて開栓します。連絡してから使用開始まで最長4日ほどかかりますので早めに申し込んで下さい。マンションや賃貸住宅では、管理組合や家主が水道の管理や手続きをすることもあります。

2. 料金

水道料金は、基本料金と使用量に比例した料金とで構成されています。請求書は通常2カ月に1回、2カ月分まとめて郵送されます。支払いは口座引き落とし、金融機関での振込みや、市町村によってはコンビニエンスストアでできます。支払いが滞った場合、水道を止められることがありますので注意しましょう。

下水道が整備されている場合、下水道料金も合わせて徴収されます。集合住宅の場合は、管理組合や家主が各戸の使用量を計算して請求する場合があります。

3. 冬場の注意

冬の寒い日には水道管が凍って破裂することがあります。夜間少量の水を流すなど対策が必要です。

Ⅲ-5 ガス

1. ガスの種類

ガスにはパイプで送られてくる都市ガスと、各家庭などにボンベを置いて使うプロパンガスがあります。ガスの種類が違くと使用する器具も違います。ガスの種類に合わないガス器具を使うことは大変危険です。ガスの種類は大家さんやガス業者に確かめて下さい。

(1) 都市ガス

都市ガスのメーターは住居の外側にあります。そのメーターに新規契約の連絡先が書いてありますので新しくガスを使用開始するときは、電話連絡して下さい。その際、住所、氏名、使用開始日、訪問時間などを聞かれます。

連絡後、係員が栓を開けにきますので、立会って下さい。

(2) プロパンガス

プロパンガスの供給エリアでは都市ガスと同じようにメーターに連絡先を書いた札がかかっています。ガス使用開始時にはその連絡先に連絡して下さい。プロパンガスは燃料店がボンベを運んできます。都市ガスのガス器具はそのまま使えませんので注意して下さい。

2. ガス漏れ

ガスは臭いがついています。もれると臭いがします。ガス漏れが疑われるときはすぐにガスの元栓を締めてガス会社に連絡して下さい。

としがす	がすも	おおさかがす	がすも	つうほうせんようでんわばんごう	にほんご
都市ガスのガス漏れは（大阪ガス ガス漏れ通報専用電話番号、日本語のみ）					
おおさかしな					
大阪市内		☎0120-0-19424			
おおさかみなんぶ					
大阪府南部		☎0120-3-19424			
おおさかほくとうぶ					
大阪府北東部		☎0120-5-19424			

3. ガス使用量通知・領収証

(口座振替で支払いの場合)

あなたの名前
大阪 太郎 様

ガス使用料のお知らせ

使用期間と使用量①
12/34-567-89-0120

使用番号
12-34-567-89-0120

ガス料金口座振替済領収証

大阪ガス ご使用量のお知らせ

大阪 太郎 様

ご使用番号 12-34-567-89-0120

いつも大阪ガスをご利用いただきありがとうございます。
 ◎本証により弊社の係員が集金することはございません。
 13A 45MJ(10,750キロカロリー) 検針員/オオサカハナコ

ご使用期間(日数) 今回検針日 1月6日
 12月4日～ 1月6日(34日間) 次回検針予定日 2月2日

2016年 1月分

請求予定金額	5,923円
内訳	
ガス料金	5,923円
(内ガス料金分消費税)	438円
・基本料金	1,337円40銭
・従量料金(①×②)	4,585円68銭

ご契約 一般料金

口座振替予定日 1月15日

振替ができなかった場合、1月25日に再振替いたします。

お問い合わせ

- ▶ 閉栓・開栓・機器修理のお申込は、弊社ホームページでも承っております。 [大阪ガス](#) [検索](#)
- ▶ ガス料金に関するお問い合わせ お客さまセンター 0120-0-94817
- ▶ お引越し等のご連絡 テストガスセンター 0120-12-3456 / 06-1234-5678

ガス料金等口座振替済領収証

大阪 太郎 様

ご使用番号 12-34-567-89-0120

2015年 12月分

ご使用期間(日数) 11月5日～ 12月3日(29日間)

ご使用量 33m³

前月適用単位数 B)138.43円/m³

金額	5,905円
内訳	
ガス料金	5,905円
(内ガス料金分消費税)	437円
(内基本料金)	1,337円40銭

上記金額を12月14日に口座振替により領収させていただきました。ありがとうございました。

大阪ガス株式会社

お客さまセンター 0120-0-94817

印紙税申告納付につき東 税務署承認済

口座振替をする日

基本料金

使用量①×単位数②

請求金額

使用量に応じて適用される当月単位数②

問い合わせ先

領収金額

Ⅲ-6 ゴミ

1. ゴミの出し方

ゴミは減量化やリサイクルを目的とした分別収集が行われています。

分別の種類

- 燃えるゴミ
- 燃えないゴミ
- 古新聞、古雑誌、空き缶やペットボトル

ゴミの出し方のルールやマナーを守らないと近所のトラブルの原因となることがあります。

してはいけないこと

- 決められた日以外にゴミを出す
- 指定場所以外に出す
- 分別せずに出す

分別するゴミの種類やルールは市町村によって異なりますので、役所や近所の人に聞いて下さい。役所によっては外国語でゴミのルールを説明しているところもあります。

2. その他のゴミの捨て方

(1) 電池・飲料瓶等

電池は有害な物質を含み処理に技術が必要ですので、購入した店の回収箱に返却するのが原則です。またビール、ジュースの空き瓶などは買った店に返却するとお金が戻ってくるものがありますのでお店で確かめて下さい。

(2) 容器包装プラスチック

商品を入れたり包んだりしたプラスチック製の容器や包装などはひとつにまとめて決まった日に出します。

(3) 大きなゴミ

不用になった家具や家電製品（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は下記のとおり）は、粗大ゴミとして別の決められた日に回収してもらうか個別に申し込んで引き取ってもらいます。市町村によっては有料のところもあります。

(4) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機

一般家庭からのエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機を捨てる時には、購入した（または同じ種類の商品を買おうとしている）家電小売店に連絡し、所定の料金を払って引き取ってもらわなければなりません。引き取られた家電製品はメーカーでリサイクルされます。市役所、町村役場では回収しません。

(参考)家電リサイクル法 [URL http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/)

(英語・中国語)

Ⅲ-7 暮らしのマナー

1. 日本人とのつきあい

日本で生活でまず気づくことは日本の礼儀作法や生活習慣です。日常生活の中ですしすつ身につけていきましょう。

- 人と約束した時には時間を必ず守りましょう。時間に遅れたり、行けない時には事前に必ず連絡しましょう。
- 日本人のあいさつのしかたは、腰を曲げ頭を下げます。
- あまり親しくない間柄では、深入りした質問（職業や収入、家庭のことなど）をするのは失礼にあたります。
- 人に物事を依頼するときは、しつこく念を押したり、強い自己主張をしては相手を不快にさせます。

2. 近所づきあい

(1) あいさつ

近所の人同士のあいさつは大切です。日頃のあいさつが、後のスムーズなコミュニケーションのきっかけとなります。またお互いあいさつをすると、防犯上も効果があると言われています。

(2) 騒音

都会では特に生活騒音に敏感な人もいます。また、子どもが原因の音に対してそれほど寛容ではありません。アパートなどの集合住宅では特に気をつけましょう。一般に夜10時を過ぎて近隣に聞こえるような音を立てるのは控えましょう。また、夜間働いて、昼間が貴重な睡眠時間になっている人もいます。自分ではそれほどの騒音でなくとも、建物の構造上、隣家に音がさらに大きく伝わる場合もあります。特に夜中の掃除機の使用、洗濯、人の出入り、ドアの開閉などは注意しましょう。

あなたが騒音で困っている場合、集合住宅の場合は入居契約をした不動産屋さんに、それ以外の場合は、自治会の役員の人などに相談するとよいでしょう。

(3) 自治会（町内会）

地域には自治会などの隣近所の人々との親睦を図ったり、清掃、防犯などの事業を自主的に行う地元団体がたいていあります。通常さまざまな親睦行事や公共部分の清掃などの活動を行っています。

自治会への参加はあくまで任意ですが、特に地域の行政情報などは自治会を通じて入手しやすいことも多いので便利なこともあります。また、近隣の人々と顔見知りになることは防犯上も役立つこともあるので、できるだけ参加しましょう。

(4) 回覧板

自治会にはいと「回覧板」がまわってきます。回覧板は役所からの情報などをクリップボードにとめてある形が多いようです。隣の人が持ってきますので読んだらハンコをおすかサインをして次の人の家に持っていきます。次にどこに持っていけばよいか受け取る時に聞いておくとよいでしょう。

(5) 清掃

町内や団地によっては、それぞれ決まった日に、家の周囲や道路・近くの公園などの清掃を行います。このときは各家庭から1名以上出て掃除や草取りをします。仕事などで普段顔を合わせない人達や近所の人との親睦を図るためにも、必ず清掃には参加しましょう。

Ⅲ-8 生活に困った時

生活に困っている人のために、以下のような制度があります。詳しくは、市区町村役場の福祉担当窓口でお尋ね下さい。(付録Ⅲ-1)

(1) 民生・児童委員

生活に困っている方、ひとり暮らしお年寄り、ねたきりお年寄り、一人親家族、障がいのある方などの相談に応じ、必要な援助をするほか、福祉事務所や関係行政機関の業務に協力します。また、児童に関する相談や助言にもあたっています。

(2) 生活保護

利用できる資産(財産)や自分の能力、その他の制度・施策などを使っても、また、親戚からの援助があっても、なお生活に困る場合は住所地の福祉事務所の保護課へご相談ください。困窮の程度に応じた必要な保護を行いません。

(3) 生活資金の貸し付け

生活困窮世帯などに対し、生活福祉資金や緊急援助資金の貸付制度があります。